

渋川市監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項により次のとおり公表する。

令和8年8月18日

渋川市監査委員 高木 捷 治

渋川市監査委員 反町 英 孝

監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査の基準
- 渋川市監査基準（令和2年渋川市監査委員公告第2号）
- 2 監査の種類
- 財政援助団体等に対する監査
- 3 監査の対象
- 令和7年度に財政的援助を行った団体を抽出により次表のとおり選定した。

監査の対象		補助金の名称
所管部課	財政的援助団体	
情報防災部 危機管理室	渋川交通安全協会	公益財団法人群馬県交通安全協会渋川交通安全協会補助金
福祉部 高齢者安心課	渋川市老人クラブ連合会	渋川市老人クラブ連合会補助金
市民環境部 赤城行政センター	渋川市環境美化推進協議会赤城地区	渋川市環境美化推進協議会各地区運営事業補助金
産業観光部 観光課	伊香保ハワイアンフェスティバル実行委員会	伊香保ハワイアンフェスティバル実施事業補助金
建設交通部 土木維持課	清流祭り実行委員会	渋川市清流祭り実施事業補助金

4 監査の着眼点

財政的援助を与えている団体に対し補助等の目的に沿って出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、当該団体に対する指導監督は適切に行われているか等を主眼として実施した。

5 監査実施内容

関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、会計経理等は適切に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに重点をおき、関係帳票・証拠書類の抽出調査及び提出された監査資料に基づく質問等により行った。

また、市所管課に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされているか、財政的援助団体等に対する指導は適切になされているかに重点をおき、提出された監査資料に基づく質問等により行った。

6 監査の実施場所及び日程

渋川市監査委員事務局

令和8年5月1日から同月29日まで

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

なお、軽微な事務改善については、補助金等の事務に関する所管課長に対し指示したので省略した。

8 その他必要と認める事項

なし